

# 令和3年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和3年6月8日(火)

東洋町議会

余 白

# 令和3年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和3年6月8日(火) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君  
2番 高島 俊彦 君 3番 小松 熙 君  
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君  
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	北川 晃彦 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	田岡 いずみ 君
住民課長	築地 仲音 君
産業建設課長	小池 昭平 君
教育次長	大坪 靖幸 君
地域包括支援 センター事務局長	近藤 真人 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹 真貴博
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のとてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 7番 田島 毅三夫 君 8番 福島 登 君

## 令和3年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和3年6月8日(火) 午前9時開議

- |         |            |  |
|---------|------------|--|
| [日程第1]  | 会議録署名議員の指名 |  |
| [日程第2]  | 会期の決定      |  |
| [日程第3]  | 承認第1号      | 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて               |
| [日程第4]  | 承認第2号      | 専決処分事項「令和2年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を求めることについて         |
| [日程第5]  | 承認第3号      | 専決処分事項「令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第6]  | 承認第4号      | 専決処分事項「令和2年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて   |
| [日程第7]  | 議案第22号     | 令和3年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて                      |
| [日程第8]  | 議案第23号     | 令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて              |
| [日程第9]  | 議案第24号     | 土地の交換について  |
| [日程第10] | 同意第1号      | 東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて                        |

- [日程第11] 報告第1号 令和2年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書
- [日程第12] 報告第2号 令和2年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- [日程第13] 報告第3号 権利の放棄について

議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

みなさん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員(8名)であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、皆さまにマスクの着用と手のアルコール消毒をお願いをしております。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

発言者のマスク着用についても、着用することといたします。

マスク着用については、十分気を付けてください。

これより、令和3年第2回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間： 9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決処分事項条例1件、専決事項補正予算3件、補正予算2件、人事1件、その他4件の計11件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和3年2月から5月分の例月出納検査の結果報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出があ

町長

りましたので、これを許します。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

おはようございます。

高知県内におきましても新型コロナウイルス感染症の第4波の収束が見えない情勢となっておりますけれども、本日、令和3年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙のところ、全員のご参集を賜りまして、誠に有り難うございます。

本定例会での提出案件でございますが、専決条例1件、令和2年度の専決補正予算3件、令和3年度の補正予算案2件、人事案件1件、報告事項3件など併せまして11件を提案させていただきます。

適切にご審議とご決定をお願い申し上げます。

提案理由に先立ち、若干の行政報告を申し上げます。

昨年から現在まで、新型コロナウイルス感染症対応で、多くの諸行事や総会など、またイベントなども、中止や縮小を余儀なくされている現状が継続をいたしております。1年間、延期されました東京オリンピックの開催の可否が危惧されている中、その最終判断が迫っているところでございます。普通の生活を取り戻すための新たな取り組みも新型コロナウイルスの新異種の拡大により、長期間の対応が必要とされておきまして、その覚悟と冷静な対応も求められている情勢となっております。

本町のワクチン接種についてご報告を申し上げます。

既に、マスコミ報道にもございましたけれども、本町のワクチン接種の状況などについてご報告いたします。

ワクチン集団接種の第1クールは、75歳以上の方を対象に、4月21日から5月16日までの期間に実施をいたしております。被接種者は、医療従事者を含め、488名の方が2回までの接種を5月16日に、無事、完了したこととなっております。

現在が6月2日から7月4日までの日程で、集団接種の第2クールが開始されているところでございます。

今回は、45歳から74歳までの方を対象としておりますが、75歳以上の未接種者や16歳以上45歳未満の方で基礎疾患を有する者も対象としておるところでございます。

また、次回の被接種対象者は、12歳以上から45歳未満の方を対象として実施する準備をしているところでございます。

令和2年度決算見込みについて各会計の決算見込みについて、ご報告申し上げます。

一般会計と住宅新築資金特別会計とを合わせました普通会計ベースでの歳入歳出決算では、翌年度へ繰越すべき財源として、1100万円を除きますと、実質収支額は、1613万円余の黒字となる見込みとなっております。

また2年度末の普通会計での基金残高でございますけれども、財源不足の調整のため、防災対策加速化基金を3400万円余の取り崩しを執行いたしております。

2年度の基金への積立額は、1億300万円余を確保いたしまして、基金の残高6億6855万円、前年度末から6500万円の増となる見込みとなっております。



特別会計では、住宅新築資金会計を除きます全会計は、黒字決算を確保できる見込みでありますけれども、介護サービス事業特別会計と、コロナによる営業休止の影響で観光施設事業特別会計は、一般会計から赤字補填をした決算見込みとなっております。

また住宅新築資金特別会計での赤字額は、1億8500万円となる見込みでございます。最大時の3億5000万円から、着実に整理縮減の取り組み効果が現れてきておりまして、一般会計の財政状況に少なからず好影響をもたらす結果となっております。

続きまして海の駅の令和2年度の収支見込みについて、ご報告申し上げます。

売り上げ総額は、物販・食堂部門を合わせて、1億3460万9854円、前年度から3346万1373円の減でございます。割合では約20%の減となっております。

レジ通過者では、14万231人、前年度より3万5435人の減となっております。

平成29年度から元年度までは、度重なる台風や集中豪雨の影響によりまして減少傾向となっていたところでございますけれども、令和2年度におきましては、更に、全都道府県に緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナ対応のため臨時休業とした期間の影響が大きく収支を左右した結果となっております。

本施設の収益では、232万6785円の赤字となり、海の駅再開後、初の赤字決算となる見込みでございます。

最後に、阿南・安芸自動車道の進展状況についてご報告申し

上げます。

昨年につき、本年もコロナ対応のため、多くの総会などが中止やWeb会議での要望に変更となっておるところでございます。

道路行政にも影響が出ているところでございますけれども、2月にWeb会議で本省要望を実施しておりました、阿南安芸自動車道の一部であり、未着手区間でありました493号の北川村安倉～和田間9kmが、本年3月末に補助事業として新規事業化の採択をいただいたところでございます。

国の令和3年度当初予算に計上されているところでございますして、これで阿南・安芸自動車道の高知県側の区間は、3年連続の事業化決定となりました。

また、先月に環境アセス調査が終了いたしました奈半利から安芸間は、本年度中にも事業化決定となるのではないかと、期待をしているところでございます。

今般の新規採択で、阿南・安芸自動車道110kmのうち、未着手区間は、牟岐から美波間のみとなっているところでございますして、引き続き両県と連携強化いたしまして、8の字ネットワークのミッシングリンク解消に向けまして、早期の整備促進のための予算の獲得などに取り組んで参りたいと思っております。

新型コロナの影響が、まだまだ続いている社会情勢でございます。このコロナ禍の状況を乗り越えるために、町行政に対しまして、住民の皆様方、議員各位のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、令和3年6月定例会での行政報告とさせていただきます。

議長

(西岡 尚宏議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、7番、田島毅三夫君、並びに8番、福島登君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高畠 議会運営委員長。

議会運営委員会  
委員長

(高畠 俊彦議会運営委員長)

みなさま、おはようございます。

令和3年第2回定例会議会運営委員会の報告を行います。

6月2日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日8日から、6月11日、金曜日までの4日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に、提出者からの提案理由の説明を受け、本日8日の本会議散会后から、議案審査のための休会、11日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人30分以内、答弁者も30分以内とする。次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人20分以

内とする。また、執行部の答弁時間も20分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。

新型コロナウイルス感染症対策として、制限時間を短縮しております。

議案質疑の通告期限は、9日、水曜日、正午まで、一般質問の通告期限は、8日、火曜日、午後5時までとする。

次に選択的夫婦別姓制度の導入を求める陳情を総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりました。ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月11日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし、との声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月11日までの4日間と決定いたしました。

日程第3、承認第1号、専決処分事項東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、

議長

日程第9、議案第24号、土地の交換についてまでの7件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なし、との声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分しましたので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年6月8日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律などが令和3年4月1日から施行されることに伴い、本町の東洋町税条例等の一部改正を令和3年4月1日に専決処分とさせていただいております。

主な内容は、固定資産税の負担調整措置、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長などの改正をしております。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

承認第2号、専決処分事項、令和2年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについて、緊急を要しましたの

で、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年6月8日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、各種交付金、地方交付税、国庫及び県支出金、諸収入、町債などの確定額、それと地方債補正並びに地方自治法第213条第1項の規定による、翌年度に繰り越して使用することができる経費といたしまして繰越明許費補正を計上し、令和3年3月31日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ2億978万7千円を減額をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億680万2千円と定めております。

歳入では、地方消費税交付金、地方交付税などを追加をいたしまして、国庫及び県支出金、寄附金、繰入金、町債などを減額をいたしております。

歳出では、人件費、各種事業費の確定による増額及び減額、観光施設事業特別会計繰出金などの追加をいたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

6ページでございます。

承認第3号、専決処分事項、令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年6月8日提出でございます

提案理由でございます。

3月議会終了後に、保険給付費などの確定に伴いまして、令和3年3月31日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ3585万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7923万4千円と定めております。

歳入では、国民健康保険税、諸収入を追加をいたしまして、県支出金、繰入金を減額をいたしております。

歳出では、保険給付費、保健事業費などを減額しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

承認第4号、専決処分事項、令和2年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年6月8日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、コロナの影響による収入減に伴いまして、歳入を補正するため、令和3年3月31日に専決処分させていただいております。

予算の総額を歳入歳出それぞれ6318万6千円と定めております。

歳入では、繰入金を追加をいたしまして、観光施設事業収入を減額をいたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

10ページでございます。

議案第22号、令和3年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月8日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ8893万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7588万6千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫及び県支出金、諸収入、町債を計上いたしております。

歳出では、人事異動に伴います人件費、公用車購入費、地域おこし協力隊事業、町内店舗等経営維持支援事業、がんばる農業並びに漁業支援事業、地域活性化プラン支援事業及び地域振興券などの補助金、国保繰出金、河川海岸高潮対策事業負担金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第23号、令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月8日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ287万2千円を追加をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2266万円とするものでござ



います。

歳入では、繰入金を計上しております。

歳出では、人事異動に伴います人件費、国保中央会負担金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第24号でございます。土地の交換につきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月8日提出でございます。

甲浦駅の本町が所有する上記土地につきまして、DMVが運行する道路等の土地を阿佐海岸鉄道株式会社が管理するため、隣接する同社の土地と交換しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

(西岡 尚宏議長)

田岡税務課長。

税務課長

(田岡 いずみ税務課長)

おはようございます。

私の方から、承認第1号、専決処分事項東洋町税条例等の一部を改正することについてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行されることに伴いまして、税条例等の一部改正を令和3年4月1日に専決処分させて頂いております。

主な改正内容は、固定資産税の負担調整措置、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減延長などとなっております。

改正条文は、議案関係資料の 1 ページから 14 ページとなっております。

新旧対照表につきましては、1 ページから 45 ページまでとなっております。

主な改正内容について、新旧対照表によりご説明いたします。  
まず、1 ページでございます。

第 24 条第 2 項では、個人町民税の非課税の扶養親族の範囲について、年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ると定めております。

次に、23 ページでございます。

附則第 12 条第 1 項から第 13 条では、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、据え置き年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みの継続について改正を行っております。

その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和 3 年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講じることについて定めておりま

す。

次に、30ページでございます。

附則第15条の2では、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を令和3年12月31日まで9ヶ月延長する改正をしております。

次に、32ページでございます。

附則第16条では、軽自動車税の種別割の特例についての改正をしております。第2項から第4項については、対象となる範囲について、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合には令和2年度分の軽自動車の種別割に限り削除しております。

次に第6項から第8項については、営業用のガソリン軽自動車等について、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号を受けた場合は、取得の翌年度分のみ種別割を軽減することについて定めております。

以上が税条例等の主な改正内容となっております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

生松総務課長。

議長

(生松 克祐総務課長)

おはようございます。

総務課長

<p>議長</p>	<p>それでは私から、承認第2号、専決処分事項、令和2年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについて、ご説明を致します。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正について、歳入歳出それぞれ2億978万7千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億680万2千円とするものであります。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音住民課長)</p> <p>承認第3号、専決処分事項、令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについてご説明いたします。</p> <p>今回の補正の主な要因は実績額等の確定により予算額を減額するものとなっております。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p> <p>産業建設課長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p> <p>(小池 昭平産業建設課長)</p>

	<p>それでは私のほうから承認第4号、令和2年度東洋町観光施設特別会計予算、専決第1号の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>まず予算書の1ページをお開きください。</p> <p>今回の補正予算は事業収入の減額によりまして、一般会計からの繰入金を追加するものでございます。</p> <p>歳入歳出予算の増減はなく予算総額を歳入歳出それぞれ6318万6千円としております。</p> <p>2ページをお開きください。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、議案第22号、令和3年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについて、ご説明を致します。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正について、歳入歳出それぞれ8893万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7588万6千円とするものでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
7番議員	<p>(予算書14ページ15款説明中)</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p>

<p>議長</p>	<p>議長、議長、議長、ちょっとあの～</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今説明しゆうきん</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いやいや、違うんです。金額がちょっとおかしいので聞きたいと思いますが。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>金額がおかしい</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今いうあの地方交付税の総額をお聞きしたいと思います。</p> <p>初年度 13 億言いませんでしたかね。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>あ、これ普通交付税</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>合わせて</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>特別交付税合わせてになるんで</p> <p>はい、はい、だからこれは、はい、</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>どこまでいったか分からなかったな、ごめん</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>はい、どこまでいったかわかりません</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>15 ページ。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>15 ページ。</p> <p>それでは始めます。</p> <p>20 款、諸収入、15 ページに移ります。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ここで休憩をいたします。</p> <p>再開は10時30分です。</p> <p>(休憩時間 10時12分)</p> <p>(再開時間 10時30分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音住民課長)</p> <p>議案第23号、令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計補</p>

	<p>正予算、第1号を定めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>今回の補正案では歳入歳出それぞれ287万2千円を追加し          予算総額を歳入歳出それぞれ5億2266万円としております。          予算書の2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは私から、議案第24号、土地の交換について、ご説明          をいたします。</p> <p>議案理由説明書の12ページ、議案関係資料15ページをお願          い致します。ご説明は、議案関係資料でご説明をいたします。</p> <p>まず、15ページですけれどもまず公図からご説明をいたしま          す。</p> <p>A3用紙でございます。赤色の線で囲んでおります4筆が交換          の対象となります。赤い線で囲んでおります左上の土地から順番          に1756-1、1757-6、1757-1という3筆は本町          の所有地で、次に1758-1は阿佐海岸鉄道株式会社の所有地          となっております。</p> <p>16ページに移ります。</p> <p>交換する本町の土地でございますが、ちょっと複雑ございま          して、16ページでご説明いたします。まず、駅舎と駐車場であ          った土地、先ほど公図で見えていただきました左上の1756-1</p>



と1757-6を一旦、合筆します。それと中央の土地1757-1については、駅舎側の一部を分筆します。この資料でいけば黄色の部分の土地ですね、交換地って書いてますが、そのうちの緑で囲ってあります土地のように分筆をいたします。そこで白色の土地と黄色の土地に分かれることになるんですけども、黄色の土地はDMVが走行するスロープ部分ということになります。

そして真ん中の土地がございしますが、1757-1という土地は少し駅舎側の部分を分筆しまして、黄色い部分に含んでおることになるんですけども、簡単に言えばこの黄色い部分の土地と青色の土地の部分を交換するということになります。

次に17ページを見ていただきますと、これ丈量図でございします。黄色い部分は本町の土地、青い部分が阿佐海岸鉄道の土地でそれぞれこれを交換するということになります。

次に18ページを見ていただきます。

赤色のマーカーで示しておりますが、東洋町から阿佐海岸鉄道株式会社へという文言がありますが、これが本町が分筆した面積が830.59㎡。

次にその下、阿佐海岸鉄道株式会社から東洋町へという青色の線が入ってますが、その面積がマーカーで示しておりますがちょっと見にくいですが、830.57㎡、ということでこれらを交換するということとさせていただきます。

これはそれぞれ管理がしやすいように交換するものでございます。ちなみに最後のページに番地がありますが、これは合筆後の番地でございまして、まだ合筆はされておられませんのでここは無視していただいてもかまいませんので。公図と合わせて見ていただければと思っております。以上でございます。

<p>議長</p>	<p>(田島議員、議席より発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。その勝手な発言はやめてください。</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。</p> <p>日程第10、同意第1号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第1号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>令和3年6月8日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>令和3年8月25日付で、廣田教育委員が任期満了となります。今回、松井章弘氏を新たに教育委員に任命したいと存じます。なお、経歴書を添付しておりますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第1号、東洋町教育委員会の委員の同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。(議長を除く)

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、高畠俊彦君、並びに3番、小松熙君を指名します。

投票用紙を配布させます。(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

2番、高畠俊彦君、並びに3番、小松熙君、立会人をお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 7票、うち有効投票 7票、無効投票 0票であります。有効投票中、賛成 7票、反対 0票であります。

以上のおりであります。

よって、同意第1号、東洋町教育委員会の委員の同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。(議場閉鎖解除)

日程第11、報告第1号、(令和2年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について)

日程第12、報告第2号、(令和2年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について)

日程第13、報告第3号、権利の放棄までについて、松延町長報告を求めます。

(松延 宏幸町長)

報告第1号、令和2年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご

町長

報告をいたします。翌年度への繰越額につきましては、9億9639万5334円となっております。なお、内容につきましては、別紙、東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

報告第2号、令和2年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたします。翌年度への繰越額につきましては、1千万円となっております。なお内容につきましては、別紙、東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

報告第3号、権利の放棄について、東洋町債権管理条例第15条第1項の規定により、次のとおり権利を放棄したので、同条例第2項の規定により、ご報告をいたします。

1点目でございます。債権の名称は住宅の使用料。債務の件数は646件となっております。権利放棄する金額は総額317万6100円、債権の内容は別添資料のとおりとなっております。権利放棄の理由は債権管理条例第15条第1項第3号及び第5号に該当、権利放棄の時期は令和3年3月31日となっております。

2点目でございます。債権の名称は一般住宅等貸付料、債務の件数は58件となっております。権利放棄する金額は総額21万6千円、債権の内容は別添資料のとおりでございます。権利放棄

の理由は債権管理条例第15条第1項第3号及び第5号に該当、権利放棄の時期は令和3年3月1日（31日）でございます。

3点目でございます。

債権の名称は住宅新築資金貸付金、債務の件数は12件、権利放棄する金額は総額5404万5594円、債権の内容は別添のとおりでございます。権利放棄の理由は債権管理条例第15条第1項第4号に該当、権利放棄の時期は令和3年3月31日となっております。

4点目でございます。債権の名称は水道使用料、債務の件数、6件、権利放棄する金額、総額84万2710円、債権の内容は別添資料のとおりでございます。権利放棄の理由は債権管理条例第15条第1項第3号に該当、権利放棄の時期は令和3年3月31日となっております。なお、内容につきましては、別添資料のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

以上でございます。

（西岡 尚宏議長）

報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

ここでお諮りいたします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から10日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、11日午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

議長

(議席より異議なし、との声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

次の議会放送は11日、金曜日、午前9時から開始いたします。

これにて議会放送を終了いたします。

どうもお疲れさまでございました。

(散会時間：10時50分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員